

二国間協定に基づく外国医師の業務解禁について

1. 現時点における特例措置「二国間外国医師」の内容

- (1) 自国民に限らず外国人一般に対して診療を行うことを認める。
- (2) 「外国医師人数枠の拡大」を認める
- (3) 「外国医師が診療可能な医療機関の拡大（追加指定）」を認める

2. WGで説明いただく事項

- (1) 「自国民に限る」運用をしていた経緯、変更した時期、理由及び根拠（変更したことが明示された文書等）
- (2) (1) の運用を踏まえた現行特区特例措置に対する現時点の考え方
【1の(1)(2)(3)それぞれについて】
- (3) (2)の根拠を明文化した通知等。現存するもので不十分である場合には、改めて発出するなどの対応について。
- (4) 特例措置1の(1)について、「自国民以外も認めることになった」のであれば、当該特例措置が全国展開されたことを周知すべきであり、その周知方法等について
- (5) その他

○二国間協定対象国の拡大について

平成26年12月15日WGにて、貴省よりスケジュール案に基づき、二国間協定対象国の拡大について今後のスケジュールを説明している。また、平成28年7月13日WG貴省提出資料にて、二国間協定対象国の拡大について対応する旨記載している。その後の進捗及び今後の予定等について。